



#### 【IV. 指標以外の観点からの評価】

| 取組 No. | 指標以外の観点からの評価  |
|--------|---|
| ①      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者を理由とする差別に対応するため、障がい者差別解消・権利擁護推進センターに専門相談員2名を配置し、相談に対する関係機関との調整、相談者への助言・情報提供等を行った。</li> <li>相談件数(R2)延べ1,289件</li> <li>・障がいへの理解を深めるため、企業・団体向け講座を18回開催した。</li> <li>・障がい者が「親なきあと」も引き続き地域で生活できるよう、親なきあと相談員の養成(51名)やアドバイザー派遣(4回)を実施した。</li> <li>・カード型障がい者手帳の発行体制を整備することで、本人が希望する形態の手帳が交付できるようになった。</li> </ul> |
| ②      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児への福祉サービス提供基盤の充実を図るため、障がい者福祉施設の新設1件(児童発達支援センター)に対して助成を行った。</li> </ul>  |
| ③      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の生活環境整備、地域移行促進のため、住宅設備を在宅の重度障がい者(児)に適するよう改造する経費を支援する市町村に対し助成を行った(16件)。</li> <li>・精神障がい者の相談支援体制の強化、地域移行・定着を図るため、体制整備として、県及び圏域での協議会を開催し、支援者の人材育成として、地域移行・定着促進研修や経験・知識の豊富な相談支援専門員を派遣し、相談支援専門員の質の向上を図った。</li> </ul>   |
| ④      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の芸術文化活動を促進するため、R1.11月に開設した「おおいた障がい者芸術文化支援センター」において、創造・発表・鑑賞の機会提供や人材育成、相談支援等を行うとともに、R2.10月に県立美術館で障がい者アート作品の展覧会を開催した。(観覧者:5,193人)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国内選手に限定した「大分車いすマラソン2020」(R2.11)を開催した。</li> </ul>  |

#### 【V. 施策を構成する主要事業】

| 取組 No. | 事業名(2年度事業)          | 事務事業評価      |     |
|--------|---------------------|-------------|-----|
|        |                     | 成果指標の達成率(%) | 掲載頁 |
| ①      | カード型障がい者手帳導入事業      | 38.5        | 52  |
|        | 親なきあと支援体制構築事業       | 94.4        | 52  |
|        | 障がい者差別解消・権利擁護推進事業   | 94.4        | 52  |
| ②      | 障がい者福祉施設整備事業        | 100.0       | 53  |
| ③      | 在宅重度障がい者住宅改造助成事業    | 183.3       | 53  |
|        | 精神障がい者地域移行・定着体制整備事業 | 193.3       | 54  |
| ④      | 障がい者芸術推進事業          | 94.4        | 54  |
|        | 国際車いすマラソン大会開催事業     | 75.7        | 54  |

#### 【VI. 施策に対する意見・提言】

○大分県障害者施策推進協議会(R2.8)  
 ・精神障がい者の地域移行は、地域、家庭等の受入体制がしっかり整わないと困難である。

#### 【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

| 総合評価 | 施策展開の具体的内容  |
|------|---|
| A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が「親なきあと」も地域で生活できるよう、相談員の養成及び市町村の地域生活支援拠点等の整備に向けたアドバイザー派遣を継続して実施する。</li> <li>・障がい者の権利擁護推進のため、相談支援体制の充実を図る。また、障がいや障がい者に対する理解促進のため、企業等への出前講座を引き続き実施する。</li> <li>・障がい者の社会参加の環境を整備するため、遠隔手話サービスやヘルプマークの普及を推進する。</li> <li>・手話理解のさらなる促進を図るためポスター、動画、SNS広告、CM等による周知や手話の簡易教材の作成を行う。</li> <li>・障害福祉サービスの提供体制の充実を図るため、障がい者福祉施設整備への助成等を行う。</li> <li>・障がい者の生活環境整備及び地域移行を促進するため、住宅設備を在宅の重度障がい者(児)に適するよう改造する経費を支援する市町村に対し助成する。</li> <li>・精神障がい者の地域移行を支援するため、支援スタッフのスキルアップ、連携強化及び活動範囲の拡充を目指す。</li> <li>・「おおいた障がい者芸術文化支援センター」の相談支援体制の充実を図り、創造・発表・鑑賞の機会を提供し、芸術文化を通じた障がい者の社会参加を促進する。</li> <li>・スポーツを通じた障がい者の社会参加促進のため、障がい者スポーツの振興を図る。</li> </ul> |